

令和5年度保育所等定期監査実施計画

1 監査等の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査

2 監査の対象

- ① 対象事務：令和4年度保育所等事務事業（前年度）
- ② 対象期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日
- ③ 対象保育所：浜保育所、城内保育所、旭保育所、修斉保育所
- ④ 所管課：子ども家庭応援部子育て施設課

3 監査の着眼点

- ① （緊急）一時預かり事業保護者負担金等の徴収及び関係文書の整備状況について
- ② 給食材料関係の執行状況及び関係書類の整備状況について
- ③ 園具等の管理、保全及び台帳の整備状況について
- ④ 保育所等施設の管理状況について
- ⑤ 公文書の整備及び保管状況について
- ⑥ その他経理事務の管理点検体制について

4 各保育所別の個別の調査事項

前年度の指摘事項やその他保育所等における注意を要する事項、新規事業、課題のある事業等について、特に今年度調査する必要がある事項を個別の独自の調査事項とする。

なお、各保育所別の具体的な調査事項及び着眼点については、事前に監査委員で協議し、決定する。

5 監査の主な実施手続

監査の実施手続の選択については、岸和田市監査基準第16条の規定に基づき、主として次の実施手続によるものとする。

- (1) 事実の存否について、実地に現物検証、現場検証等によって直接検証する「実査」
- (2) 資産や負債の存在、取引や事象の発生が正しく記録されていることを、その根拠となる資料等で確かめる「証憑突合」
- (3) 帳簿を相互に照合して、矛盾がないかを確かめる「帳簿突合」
- (4) 記録や文書の計算の正確性を自ら計算し、確かめる「計算突合」
- (5) 事実の存否又は問題点等について監査対象部課の職員等に回答又は説明を求める「質問」
- (6) 紙媒体、電子媒体又はその他の媒体による組織内外の記録や文書を確かめる「閲覧」

6 保育所等定期監査の基本的な実施方法

(1) 実施通知

おおむね監査実施日の2か月前に所管課に文書で通知する。

- (2) 局内協議
事務局が事前調査をするに当たり、各担当の役割分担や調査事項等について局内で協議し、確認する。
- (3) 事前調査
おおむね監査実施日の1か月前に所管課から提出された監査資料をもとに、対象保育所及び所管課の対象事務に係る使用帳簿類の点検を行う。
- (4) 局内協議
書類等調査後、ヒアリングを行う前に、監査事務局としての統一した見解を確認する。
- (5) ヒアリング
上記の点検等で疑問点については、対象保育所又は所管課の職員に対してヒアリングを行う。また、備品等の現物確認等、必要に応じて現地調査を実施する。
- (6) 局内協議
 - ① 各担当者が、事前調査の内容をとりまとめ、その是非を報告し、問題点については、指摘事項、注意事項、観察事項に分類した担当者案を提示する。
 - ② 各担当者案について協議し、監査委員への報告内容をまとめる。
- (7) 監査委員へ復命
事前調査の結果を監査事務局としてまとめて監査委員へ復命し、認識を共有する。
- (8) 監査委員監査
所管課長（必要に応じて対象保育所長の出席を求めるものとする）が出席し、所管課長からの監査資料説明の後、監査委員から質疑を行い、疑問点等を糺すとともに、事務局からの報告内容についての事実確認や対象保育所又は所管課の見解を聴取する。なお、保育所等施設の管理状況等について、保育所長からの説明のもと、監査委員が現地で検分することがある。
- (9) 監査委員協議
監査での質疑応答等を踏まえ、「指摘事項」とするのか、「注意を要する事項」とするのか、「観察事項」とするのかを協議し、決定する。
- (10) 監査結果の報告
監査終了後、速やかに監査結果報告書を取りまとめ、議会、市長への報告及び公表を行う。
（おおむね20日以内）
- (11) 監査調書を整理する。

7 監査の実施場所及び日程

- (1) 実施場所
原則として、監査委員室で監査を実施する。ただし、最新の設備や取組み、課題等について、監査委員が現地で実際に検分し、監査を行うことがある。
- (2) 日程
令和5年度岸和田市監査等年間計画のとおり

8 監査の担当者及び事務分担

令和5年度岸和田市監査等年間計画のとおり

9 監査結果の周知

(1) 監査結果の通知等

- ① 6の(10)とは別に、所管課を介して、文書（監査結果報告（写））を監査事務局長名で通知する。
- ② 指摘事項に対する措置状況については、所管課でとりまとめの上、代表監査委員宛てに報告させるものとする。

(2) 監査の対象外である保育所等への通知等

「指摘事項」や「注意を要する事項」については、各保育所に共通する事項が多いので、監査対象でなかった保育所等に対しても、所管課を介して、注意を促す文書を監査事務局長名で発信する。

10 その他監査の実施上必要と認める事項

必要に応じ別に定める。